

産経新聞社

取締役 小林 毅 様、

貴社の5月23日付け記事を拝見いたしました。

<http://www.sankei.com/premium/news/170523/prm1705230002-n3.html>

私が、貴記事に記載があります事実関係について、ファクトチェックをさせていただきましたところ、重大な事実誤認を含めた不適切な点が複数あることがわかりました。

1. 「関係者によると、米国では面会交流で子供が殺される事件が年間平均約70件あり…」という記述について

このデータは、赤石千衣子氏（NPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」理事長）が各種勉強会などで配布されている「アメリカでの（法廷命令による）監護／面会交流絡みにおいて子などが「殺害」された事件数の推移」という資料、あるいは、武蔵大学・千田有紀教授のYahooブログ

<https://news.yahoo.co.jp/byline/sendayuki/20170228-00068182/>

<https://news.yahoo.co.jp/byline/sendayuki/20170424-00070247/>

が出典であるだろうと思われます。もしそうだとしますと、このデータの元のソースは、DastardlyDads というウェブサイト

<http://dastardlydads.blogspot.jp/p/the-killer-dads-and-custody-list-usa.html>

のリストであると考えられます。

当方にて、そのリストを専門家の下、吟味し再集計を行いましたところ、以下のことがわかりました。

・このリストで子どもが殺される事件には、面会交流の際に殺された事件だけでなく、**監護親が子どもを殺した事件と、そのどちらかが不明な事件が多数含まれていました。**2009年以降のデータを例にすれば

面会交流時の事件：126件（31.6%）

監護親による事件：202件（50.6%）

監護状況が不明な事件：71件（17.8%）

となります。「面会交流で子供が殺される事件が年間平均」にしますと、**15.8件**になりますので、貴記事の数値は**明らかに誤報**ということになります。また、面会交流時の事件の件数よりも、監護親による事件数のほうが大幅に多いということも重要な点です。加えて、監護状況が不明な事件の中には、別居親が監護親宅に押し入って事件を起こした件数も相当数含まれていました。面会交流が監護親による事件を防止している側面もあるはずですので、この統計データから面会交

流を促進することが子どもの危険を上昇されることは全く示唆されていませんし、むしろ低下させる可能性が高いと考えられます*1。

2. 「東京大院医学系研究科のキタ幸子助教らの研究グループ」について

貴記事中では、東京大院医学系研究科のキタ幸子助教らの研究グループの研究論文を紹介し、「面会後に子供に悪影響」とされています。

しかしながら、当該論文につきましての貴記事には、2点ほど重大な問題があります。

i) 当該研究はその正当性に疑義が提出されているものであること

当該研究の論文については、ネット上

(<http://anond.hatelabo.jp/20170510081157>)におきまして、

・僅かなサンプル数 (N=19)で、混交要因が統制されていないどころか、記述もないこと、

・被験者が、極めて僅かな回数の面会交流であり、そのような僅かな回数の面会交流で、本当にうつや攻撃行動の増加のリスクが上がるのか疑わしいこと (平均が僅か年間2.2回で、0.5回の被験者もサンプルに組み込まれてしまっている)、

・回答者が子ども自身ではなく母親であり回答のバイアスが推測されるが、そのバイアスについて適切なコントロールがなされていないこと、

・恣意的な被験者抽出、いわゆる"p-hacking"の可能性があること、
などの深刻な問題点が指摘されています。ある有識者がこれらの点を疑問に思い、責任著者に生データの開示や、必要な情報のリクエストを行ったところ、何の返事もありませんでした。

著者らの所属大学の「不正行為の防止に関する規則」に

「研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、文書、数値データ、画像等の研究資料及び実験試料、標本等の有体物(以下「研究資料等」という。)を別に定めるところにより適切に保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示するものとする。」

とあり、これに違反しているのではないか、という疑いがあったため、その有識者は4月11日付けで所属大学の「科学研究における行動規範に係る不正行為に関する窓口(本部)」に通報を行いました。責任著者が回答の準備を進め、回答する旨の連絡が所属大学の医学研究科よりあったが、5月26日現在、生データの開示や必要な情報についての連絡はない、とのことでした。

つまり、当該論文については、元のデータの正当性に疑義が提出され、正当性の証明を著者らができないという状況が長期的に続いている、という状況です。このような正当性が確認できない研究をあたかも明確な事実であるかのように報道されている点がまず不適切であります。なお、その「有識者」については、当会ではどなたかを把握しており、信頼できる研究者であることを確認しております（諸事情でその方が誰かを公開することはできません）。

ii) 相関関係にすぎないものを因果関係として記載していること

貴記事では、

「離婚後に親と面会することで、ひきこもりや抑鬱状態になるなど情緒や行動に問題が増えること（中略）が判明した」

というように因果関係まで証明されているかのように記載されている点も問題です。当該の研究は、単に相関関係のみをしらべた調査であり、他の混交要因の可能性を排除するような研究デザインになっておりません。当該研究は、因果関係については何ら証明するものではなく、これを因果関係のように記載されているのは明確に事実誤認と言えます。

3. 「オーストラリアでは2006年に親子断絶防止法が制定されたが、父親が面会中の子を殺害する事件が起きたため、その後、子の安全を重視する法改正が行われた経緯がある。」という記載について

オーストラリアの家族法は、日本と異なり、現在でも、「子どもが父母双方と「同じだけの時間」または「実質的に有意義な時間」を過ごす権利を擁護」、つまり別居親との面会交流を促進するような法になっています。そして、「子どもが父母と平等に面会する（時間を過ごす）という取り組みが実質的に」行われているのです。

<http://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/consular/familyACT.html>

貴記事の記載は、オーストラリアでは、事件後に、面会交流そのものがあたかも制限されているような誤解を招く表現となっています。DVを行った確実な証拠がある親に面会交流が制限されるべきであるのは当然であり、この部分が強化されたということにすぎません。現在、オーストラリアでは日本よりも遥かに充実した面会交流が行われる取り組みが行われていることも同時に報道していただくことがバランスのとれた報道であり、そのようにしていただく必要があると考えます。

なお、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどの欧米主要国は、共同親権の制度を有しており、また、監護親を決める際に別居親の面会交流により協力的である親を優先する「フレンドリーペアレントルール」も採用しています。その

結果、これらの国は日本よりも遥かに充実した面会交流が行われているという事実にも十分ご留意いただきたいと思います。

参考: <http://www.moj.go.jp/content/001130860.pdf>

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9532035_po_0882.pdf?contentNo=1

以上のように、貴記事中には、明らかな誤報と、プレリミナリーなデータの「勇み足」的報道の3点の深刻な問題が含まれております。

以下の2点についても十分ご留意いただいた上、上記3点についての訂正記事に加え、別の視点からの続報の記事を掲載していただけるよう、私どもとして強く希望いたします。

また、1の点の誤情報については、赤石氏、千田教授、あるいは他の第三者（齊藤秀樹弁護士や駒崎弘樹氏などの同様な情報を公に紹介されている方々）のうち、どなたが誤情報のソースであるのかについても、調査の上、ご教示くださることを期待いたします。

*1子どもを巻き添えにした心中は、母子心中の件数が父子心中よりも多く、5倍程度あります。

http://www.crc-japan.net/contents/guidance/pdf_data/H23oyako.pdf

つまり、心中を起こすリスクは、面会交流時の別居親よりも、監護親によるもののほうがずっと高いと推測されます。面会交流の促進によって、それを事前に防ぐ効果が期待できます。

*面会交流が子どもの行動に好影響を及ぼすという研究はかなりあります。

例えば、以下の論文は、面会交流が子どもにプラスの影響を与えるという453名もの被験者を対象にした大規模研究であり、300回以上引用されている古典的論文です。

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC2239255/>

片親疎外がマイナスの影響を及ぼすという論文も多数あります。

[http://mc.vanderbilt.edu/pasg/citation-manager?combine=&field type of citation tid=All&field language tid=All&field year value op=%3D&field year value%5Bvalue%5D%5Bdate%5D=&field year value%5Bmin%5D%5Bdate%5D=&field year value%5Bmax%5D%5Bdate%5D=&field parameters tid%5B%5D=91&sort by=title&sort order=ASC&items per page=40](http://mc.vanderbilt.edu/pasg/citation-manager?combine=&field+type+of+citation+tid=All&field+language+tid=All&field+year+value+op=%3D&field+year+value%5Bvalue%5D%5Bdate%5D=&field+year+value%5Bmin%5D%5Bdate%5D=&field+year+value%5Bmax%5D%5Bdate%5D=&field+parameters+tid%5B%5D=91&sort+by=title&sort+order=ASC&items+per+page=40)

また、面会交流が子どもにポジティブな影響を及ぼすという研究については、大正大学 心理社会学部教授 青木 聡氏の論文・著作などもご参照ください。

<http://oyakonet.org/documents/paper20110529.pdf>

面会交流関連情報ファクトチェックチーム
代表・弁護士 杉山 程彦
他7名